省　令

○厚生労働省令第二十八号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律（平成二十八年法律第六十五号）の施行に伴い、及び関連法律の規定に基づき、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令を次のように定める。

平成三十年三月二十二日

厚生労働大臣　加藤　勝信

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令

（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則の一部改正）

第一条　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成十八年厚生労働省令第十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
目次	目次
第一章　（略）	第一章　（略）
第二章　自立支援給付	第二章　自立支援給付
第一節　通則（第六条の二十二―第六条の二十九）	
第二節～第五節　（略）	第一節～第四節　（略）
第六節　高額障害福祉サービス等給付費（第六十五条の九の二―第六十五条の九の五）	第五節　高額障害福祉サービス等給付費（第六十五条の九の二）
第七節　情報公表対象サービス等の利用に資する情報の報告及び公表（第六十五条の九の六―第六十五条の九の十）	
第三章　地域生活支援事業（第六十五条の九の十一―第六十五条の十五）	第三章　地域生活支援事業（第六十五条の九の三―第六十五条の十五）
第四章～第六章　（略）	第四章～第六章　（略）
附則　（略）	附則　（略）
（法第五条第三項に規定する厚生労働省令で定める場所）	（新設）
第一条の四の二　法第五条第三項に規定する厚生労働省令で定める場所は、重度訪問介護を受ける障害者が入院又は入所をしている医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第一条の五第一項に規定する病院、同条第二項に規定する診療所及び同法第二条第一項に規定する助産所並びに介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第八条第二十八項に規定する介護老人保健施設とする。	
（法第五条第十五項に規定する厚生労働省令で定めるもの）	（新設）
第六条の十の二　法第五条第十五項に規定する厚生労働省令で定めるものは、生活介護、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援とする。	（新設）
（法第五条第十五項に規定する厚生労働省令で定める期間）	（新設）
第六条の十の三　法第五条第十五項に規定する厚生労働省令で定める期間は、三年間とする。	（新設）
（法第五条第十五項に規定する厚生労働省令で定める便宜）	（新設）
第六条の十の四　法第五条第十五項に規定する厚生労働省令で定める便宜は、障害者が新たに雇用された通常の事業所での就労の継続を図るために必要な当該事業所の事業主、障害福祉サービス事業を行う者、医療機関その他の者との連絡調整、障害者が雇用されることに伴い生ずる日常生活又は社会生活を営む上での各般の問題に関する相談、指導及び助言その他の必要な支援とする。	